

北九州SDGsマーク 使用の手引き

北九州市では、2021年度にスタートした第2期「北九州市SDGs未来都市計画」に基づき、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた機運を高め、多様な主体が連携するための取組みを進めています。

そこで、本市で開催した「北九州未来創造芸術祭 ART for SDGs」のレガシーを引き継ぎながら、市民、企業、団体、学校、行政の一体的な取組みを後押ししていくため、SDGsの実現を目指す本市のメッセージを視覚化した、北九州SDGsマークを制作しました。

この手引きは、北九州SDGsマーク（以下「マーク」という。）の申請方法や使用上のルールなど必要な事項を定めたものです。

マークを使用する際には、以下の内容を必ず確認し、遵守するようお願いいたします。

<目次>

1 マークについて	1 頁
2 権利の帰属	1 頁
3 マークを使用できる者	2 頁
4 使用申請手続き	2 頁
5 使用承認	3 頁
6 使用料及び手数料	3 頁
7 使用にあたっての遵守事項	4 頁
8 使用承認期間	4 頁
9 使用報告	4 頁
10 使用承認の取り消し	5 頁
11 使用の責任	5 頁
12 その他	5 頁

1 マークについて

<コンセプト>

SDGsのゴールと同じ17色の様々な形が重なり交わり合うことで、多様な主体が既存の枠組みを越え、イノベーションを生み出し、社会課題の解決に向かっていく様を表現しました。

また、北九州市のSDGsは、局地的な取組みにとどまらず、国内外への大きな広がりの起点になる、という意味を「地球」というシンボルで表現しています。

<基本形>

【アルファベットバージョン】



Kitakyushu
SDGs

【漢字バージョン】



北九州SDGs

ロゴ

ロゴタイプ

マークは、上部にロゴ、下部にロゴタイプの組み合わせを基本形としていますが、マークの用途に応じて、「横型（1行組）」や「横型（2行組）」を使用することができます。

マークの使用ルール（色、余白、仕様など）の詳細は、「北九州SDGsマーク使用ガイドライン」を別途作成していますので、必ず確認してください。

2 権利の帰属

本マークに関する一切の権利は、北九州市に帰属します。

3 マークを使用できる者

北九州市におけるSDGsの達成に向け、連携して取り組む主体として、次のいずれかに該当する者が、マークを使用できるものとします。

- (1) 北九州市
- (2) 北九州SDGsクラブ会員
- (3) 北九州SDGs登録事業者
- (4) 報道機関
- (5) その他、マークの使用がSDGsの普及につながると認められる者

4 使用申請手続き

マークを使用しようとする場合は、あらかじめ 使用承認申請書(様式第1号)
を市長に提出し、承認を受ける必要があります。

【提出物】 使用承認申請書(様式第1号)

※ 製作物の概要が分かる資料(見本・イメージ図等)を添付してください。

【提出方法】 メールまたは郵送にてご提出ください。

【提出先】 (メールの場合) kikaku-sdgs@city.kitakyushu.lg.jp

(郵送の場合) 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市企画調整局SDGs推進室 宛

ただし、北九州市が公務で使用する場合や、報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合は、「使用承認申請書」を提出する必要はありません。

5 使用承認

使用承認の申請があった場合は、その内容を審査します。

使用を承認する場合は、使用承認書(様式第2号)により通知します。

ただし、申請者に対して必要な条件を付す場合があります。

使用を承認することが不相当と認めるときは、使用不承認通知書(様式第3号)により通知します。

※使用が不相当と認める場合は、以下のとおりです。

なお、使用を承認した後に、これらに該当すると判断した場合や、「3 マークを使用できる者」に該当しなくなった場合は、使用承認取消通知書(様式第4号)により使用承認を取り消します。

- (1) 本市及びSDGs未来都市の品位を傷つけ、又はSDGsの正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (3) マークの趣旨に反するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがある場合
- (5) 特定の個人、団体等の売名に使用、又はそのおそれがある場合
- (6) マーク自体を自己の商品として独占的に使用し、又はそのおそれがある場合
- (7) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用されるおそれがある場合
- (8) 本市が実施する事業を妨げ、又はそのおそれがある場合
- (9) 申請者又はその役員(相当の責任の地位にある者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又は暴力団若しくは同法第2条第6号に定める暴力団員と密接な関係を有するものに該当する場合
- (10) その他市長が使用について不相当と認めた場合

6 使用料及び手数料

マークの使用料及び手数料は、無料とします。

7 使用にあたっての遵守事項

マークの使用にあたっては、信義に基づき誠実に使用するとともに、次の事項を遵守してください。

- (1) 使用承認のあった範囲内でのみ使用すること。
- (2) 「北九州SDGsマーク使用ガイドライン」に定める使用方法に従うこと。
- (3) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 既に使用されているマークを転載しないこと。
- (5) マークについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定または登録しないこと。
- (6) 商品広告、販売等をする際は、マーク自体が自己の商品であるとの誤解や、本市が委託して販売しているといった誤解等を与えないよう、商品の価格や販売方法、マークの使用方法等について十分配慮すること。
- (7) 使用に際しては、SDGsの趣旨等を損なうことがないよう、十分配慮すること。

8 使用承認期間

原則として、マークは2030年12月31日まで使用できます。この期日は、持続可能な開発目標を達成すべき期限に一致します。

ただし、この期間内に、承認された内容を変更しようとするときは、再度、使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けてください。

9 使用報告

市長は、マークの使用状況について、適時、使用者に報告を求めることがあります。

10 使用承認の取り消し

市長は、使用者が「7 使用にあたっての遵守事項」に違反していると認めた場合は、使用者に改善を求めます。

市長は、改善が認められない場合、使用承認取消通知書(様式第4号)により、使用承認を取り消すことができることとします。この場合において、当該取り消しを受けた使用者は、使用承認取消の通知があった日以降、承認されていた物件について、マークの使用をしないでください。

この場合において、当該取り消しを受けた使用者及びその関係者に損害が生じても、本市はその賠償の責を負いません。

11 使用の責任

使用者がマークの使用により本市に損害又は損失を与えた場合、市長はその賠償を請求することができます。

マークの使用に起因した事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに北九州市に報告するとともに、自己の責任と負担において速やかに対応するものとし、北九州市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負いません。

12 その他

この手引きに定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、企画調整局SDGs推進室長が別に定めます。